

## 職員の給与、職員数

### (4)給与改定の状況

#### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率 (%)	(参考) 国の改定率 (%)
	民間給与(円) A	公務員給与(円) B	較差(円) A-B	勧告 (%) (改定率)		
28年度	411,692	410,984	708	0.17	0.17	0.17

注 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間支給割合(月) A	公務員支給割合(月) B	較差(月) A-B	勧告(改定月数)		
28年度	4.32	4.2	0.12	0.1	4.3	4.3

注 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

### (5)給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しは、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し [ (実施) ・ 未実施 ]

実施内容=平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容=

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層は1級全号俸改定なし。高齢層は6級で改定率4%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

## 2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(円) (国比較ベース)
東川町	42.6	314,400	400,200	346,100
北海道	44.8	333,069	400,655	376,436
国	43.6	331,816	—	410,984
類似団体	41.4	307,730	—	—

#### ②技能労務職

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与(円) 月額(A)	平均給与月額(円) (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与(円) 月額(B)	
東川町	44.1	315,100	338,200	330,100	営業用バス運転手	48.5	381,000	0.89
北海道	52.8	343,388	374,530	365,358	—	—	—	—
国	50.4	287,447	—	329,358	—	—	—	—
類似団体	51.8	320,190	—	—	—	—	—	—

注1. 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在の職員基本給の平均である。

2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。「平均給与月額(国ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3. 民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用している。

4. 技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点で完全に一致しているものではない。

### (2) 職員の初任給の状況(4月1日現在)

区 分	東川町(円)	北海道(円)	国(円)	備 考	
一般行政職	大学卒	178,200	178,200	178,200	税務職、技能労務職、教育公務員、保健職含む
	高校卒	146,100	146,100	146,100	

## ■平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)が平成19年6月に成立、公布されました。この法律の施行に伴って、町の財政の運営状況を比率で表し、基準以上となった場合には、運営状況を見直すための計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。

財政健全化法に基づく東川町の健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりです。

### 健全化判断比率の状況

区 分	決 算 数 値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	9.8	25.0	35.0
将来負担比率	81.5	350.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、すべての会計において赤字額がないため、「—」で記載しています。

※実質公債費比率は、地方債の元利償還金などの公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので3カ年平均値を表しています。早期健全化基準以内となっています。

※将来負担比率は、将来的に負担することが見込まれる実質的な負担額を把握し、負担の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったもの。早期健全化基準以内となっています。

### 資金不足比率の状況(公営企業会計)

区 分	決 算 数 値	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0

※資金不足比率は、特別会計において赤字額がないため、「—」で記載しています。

※一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における赤字額について、公営企業の事業規模に対する比率となります。

## 東川町の給与、定員管理等について

町の給与、定員管理等についてお知らせします。

### 1. 総括

#### (1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口(人) (28年度末)	歳出額(千円) A	人件費(千円) B	人件費率(%) B/A	(参考) 27年度の人件費率(%)
28年度	8,126	8,260,178	815,756	9.88	11.35

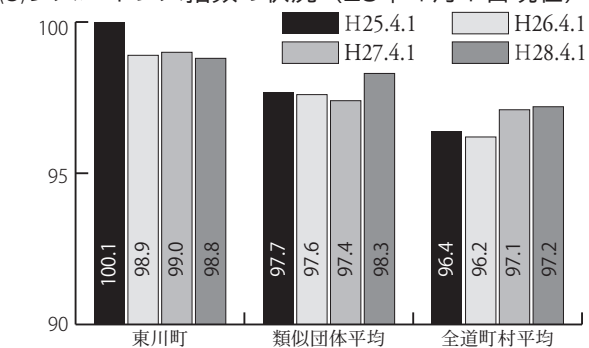
#### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数(人) A	給 与 費				一人当たり給与費(千円) B/A
		給料(千円)	職員手当(千円)	期末・勤勉手当(千円)	計(千円) B	
28年度	87	315,133	61,357	121,772	498,262	5,727

注1. 職員手当には退職手当を含まない。

2. 職員数は平成28年4月1日現在の人数である(普通会計のみの記載となっているため他表の職員数と異なる場合がある)。

#### (3)ラスパイレス指数の状況(28年4月1日現在)



注1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。給与水準を示す。

2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3. 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。